



## NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788  
TEL : 03-6302-1919 FAX : 03-6302-1920  
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

## NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN  
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920  
E-mail : general@ncc-j.org http://ncc-j.org

長野県知事は長野県護国神社での参拝を止め、同神社の崇敬会会長を辞任してください

長野県知事  
阿部守一様

私たち日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会は、日本国憲法第 20 条 3 項の政教分離原則が厳格に守られるために、以下の理由で、長野県知事が護国神社の参拝を止め、同神社の崇敬会会長を辞任することを強く要請します。

まず、田中康夫氏を除く歴代の長野県知事が、長野県護国神社の崇敬会会長に就任し、知事を退任すれば崇敬会会長も退任し、次の知事が前任の知事に代って崇敬会会長に就任することが繰り返し継続されていることは、特定宗教と地方自治体が特別な関係にあることを否応なく印象付けます。名義は個人であっても、歴代知事が崇敬会会長に就任することが反復継続されているという事実は、崇敬会側も知事である公的な影響力を意図して崇敬会会長就任を要請していると言わざるをえず、「私人として」の言い逃れはできません。

さらに、阿部守一県知事が例年の長野県護国神社の例大祭に出席し、参拝と共に公の場で祝辞までも述べている行為は、長野県民に対し特定の宗教への関心呼び起こし、「県護国神社に関わりを持つのは県民として当然のこと」との機運を生み出し、その特定の宗教を信仰しない自由を圧迫、干渉することに繋がり、長野県護国神社への援助、助長、促進することにもあたります。

本来、日本国憲法に規定された政教分離原則は、多数者の信じる宗教とは異なる信仰を持つ者や宗教を信じない者も含め、少数者の宗教的自由を保護するため国家が特定の宗教に関与することを禁じた規定です。長野県護国神社においては、1938 年の創建以来、戦没者を国のために戦死した「英霊」として祀り、顕彰することによって、軍国主義の精神的支柱として県民をアジア太平洋戦争に動員し、その思想を受け入れない例外を一切認めませんでした。そのようにして、公権力による強制だけでなく、市民社会の中で例外を許さず、かえって排除する機運を生みました。この歴史の反省を含めて、政教分離原則は定められております。従って県知事は政教分離原則を遵守し、特定の思想信条を受け入れない

自由を抑圧し脅かすことに繋がらないよう、特定の宗教に公的立場で関与することを控えるべきです。

それは、首相ら公的立場にある者の靖国神社参拝の政教分離違反を争い、愛媛県玉串料違憲訴訟最高裁大法廷判決の先例となった 1991 年 1 月 10 日の岩手靖国訴訟仙台高裁判決（糟谷忠男裁判長、抗告却下で確定）においても「・・・天皇、内閣総理大臣の靖国神社公式参拝は、その目的が宗教的意義をもち、その行為の態様からみて国又はその機関として特定の宗教への関心を呼び起こす行為というべきであり、しかも、公的資格においてなされる右公式参拝がもたらす直接的、顕在的な影響及び将来予想される間接的、潜在的な動向を総合考慮すれば、右公式参拝における国と宗教法人靖国神社との宗教上のかかわり合いは、我が国の憲法の拠って立つ政教分離原則に照らし、相当とされる限度を超えるものと断定せざるをえない、したがって、右公式参拝は、憲法二〇条三項が禁止する宗教的活動に該当する違憲な行為といわなければならない。」と判示されている通りです。

以上のことから、私たち日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会は、阿部守一県知事が政教分離原則を厳格に遵守し、特定の宗教を援助・助長・促進、及び特定宗教を信じない自由に抑圧・干渉することに繋がる行為を速やかに止め、長野県護国神社崇敬会会長の職を辞任し、同神社の参拝を行わないよう、強く要請します。

2020 年 11 月 4 日

日本キリスト教協議会靖国神社問題委員会  
委員長 星出卓也